

出資規程

令和7年4月16日

令和7年規程第39号

改正 令和8年規程第57号

(総則)

第1条 この規程は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書（令和6年規程第2号）第20条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が行う出資業務について、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 機構の出資業務は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により償還するものとされている脱炭素成長型経済構造移行債等を活用した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策であることを踏まえ、行われるものとする。

(運用方針)

第2条 機構は、出資を行うに当たっては、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（令和6年経済産業省告示第116号）に従って、その対象となる事業者及び支援の内容を決定するものとする。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 「GX」とは、二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする経済構造への円滑な移行をいう。
- 二 「出資総額」とは、対象事業活動に必要な資金の総額をいう。

(出資の限度額)

第4条 機構の出資の限度額は、出資総額の2分の1の額とする。

(出資の相手方)

第5条 機構の出資の相手方は、本邦法人又は外国法人であって、我が国のGXに資する活動を行う者のうち、次に掲げる者とする。

- 一 債務保証規程（令和7年規程第40号）第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行う者
- 二 投資事業有限責任組合等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であって投資事業有限責任組合に類似するものを含む。）であって、当該投資事業有限責任組合等が国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するもの（機構が当該投資事業有限責任組合等の有限責任

組合員として出資するものに限る。)

三 GXに資する技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動を行う企業（GXに資する技術を活用して新たな事業開拓を行う企業であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの資金調達を受けることが特に必要と認められる企業に限る。)

(出資の決定)

第6条 機構は、出資を行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業省にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(株式の処分)

第7条 機構は、その保有する対象事業活動支援の対象である事業者に係る有価証券の処分の決定を行うおとすときは、あらかじめ、経済産業省にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(一事業年度における出資総額)

第8条 機構が毎事業年度出資することができる資金の総額は、300億円とする。ただし、これを超える場合には、経済産業省と協議する。

(雑則)

第9条 出資の実施に関し、この規程により難い事項については、経済産業省と協議し、対応するものとする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和7年4月30日）から施行する。
- 2 機構は、この規程について、GXに資する投資その他の事業活動の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の改正を講ずるものとする。

附 則（令和8年規程第57号）

この規程は、経済産業大臣の承認を受け、令和8年4月1日から施行する。